



# ふくろうニュース

特定非営利活動法人 消費者ネット広島 会報

第 14 回定時総会・消費者被害防止フォーラムのご案内

No.30  
2016. 5. 2  
発行

第 14 回定時総会及び消費者被害防止フォーラムを下記の通り開催いたします。

今回の総会では、消費者被害防止フォーラムと題し、4 団体から取組報告をしていただき、消費者被害防止ネットワークの必要性について参加者で考え確認したいと考えています。

会員の皆様には、是非ともご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

■日 時：2016年6月25日（土）13：30～16：30

■場 所：広島弁護士会館 2階大会議室(RCC中国放送前)  
(広島市中区上八丁堀 2-73 [TEL:082-228-0230](tel:082-228-0230))

◇消費者被害防止フォーラム 13：30～15：30

「本気で作ろう！消費者被害防止ネットワーク」  
～真の消費者被害防止に向けて～

消費者被害防止フォーラム コーディネーター 山本一志弁護士(理事)、三好禎子(理事)  
取組報告

①広島県の目指す消費者行政について

今井 洋 氏 (広島県 環境県民局 消費生活課 課長)

②広島県社会福祉協議会のネットワーク構築の取組みについて

上田 正之 氏 (広島県社会福祉協議会 前事業部長)

③大崎上島町の高齢者等見守りネットワーク構築の経過と現状

波多野 学 氏 (大崎上島町 社会福祉協議会)

④「広島県消費者被害防止ネットワーク」の発足に向けて

岡村 信秀 氏 (消費者ネット広島 副理事長)

◇総 会 15：40～16：30

議事 第1号議案 2015年度事業報告ならびに活動決算承認の件  
第2号議案 2016年度事業計画ならびに活動予算案決定の件  
第3号議案 定款変更の件  
第4号議案 役員補充選任の件

※参加申込等、詳しくは「第14回定時総会開催案内」を5月中旬に送付します。



## 弁護士会とは何？

副理事長 木村 豊

昨年の4月から今年の3月まで、広島弁護士会の会長を務めましたので、弁護士会のことについて少し述べてみます。

医師の監督官庁は厚労省、税理士のそれは財務省。では弁護士の監督官庁はどこでしょう。法務省？最高裁判所？いいえ、いずれも違います。実は、弁護士には監督する官庁が存在しないのです。なぜでしょうか。

弁護士は国民の人権を守るために時に権力と戦わなければならない場合があります。そうした場合に、国による支配・監督があるとすれば、その活動が制約されることになります。弁護士としての活動が全うされるためには、いかなる権力からも独立であることが必要です。これが弁護士には監督官庁がない理由です。

では、弁護士は誰からも何の制約も受けないのかということそうではありません。弁護士の活動を指導・監督するのは弁護士会です。そこで、医師の場合は医師会に加入しなくても医師としての仕事ができるのですが、弁護士は必ず弁護士会に加入しなければ弁護士としての仕事ができないことになっています。つまり、弁護士会は、弁護士ならば強制的に加入する必要がある団体とされているのです。このように強制加入団体とすることで、すべての弁護士の活動は、弁護士会の指導・監督下に置かれることになります。弁護士が国による支配・監督から独立し、弁護士会による指導・監督だけを受けることを「弁護士自治」といっています。

強制加入団体であるから、弁護士会には様々な考えの弁護士がいることになります。しかし、どの弁護士も、基本的人権の擁護と社会正義の実現が弁護士としての使命と考えている点では一致しています。この一致できる範囲で、たとえ国家権力といえども毅然とした対応を取ることが、在野法曹としての弁護士会の立場であり、使命です。そのための「弁護士自治」なのです。こうした観点から、弁護士会は、消費者問題を含む様々な問題について、必要に応じてこれまでたくさんの意見表明を行ってきていますし、これからもそうしていきます。

## 平成27年度 第2回相談員との学習会・意見交換会報告

理事 川手 三枝子

3月2日（水）、広島市消費生活センターの研修室で、学習会・意見交換会を開催しました。山本一志弁護士・半澤茜弁護士・門脇慧弁護士、相談員14名、計17名と事務局2名の参加でした。この会は、平日の夕方開催と土曜日の午後開催の交互で開催しています。広島市消費生活センターが土・日・祝開所のため、土曜日開催だと限られた人数しか参加できないこと、平日開催だと遠方の市町の相談員の参加が困難なことから、交互開催となっています。今回は平日の夕方開催で、広島市消費生活センターの相談員の参加が多数ありました。

①ショッピングセンター内の呉服店での次々販売と、②携帯や貴金属の契約をそそのかされ、販売店や信販会社にとっては加害者である多重債務者の債務整理の2事例を取り上げました。

①1年3ヶ月の間に15契約、4,078,988円の契約金額になった事例で、販売店は過量販売を認めず、相談員は交渉に際して情に訴えるしかない状況でした。弁護士から、民法の一般原則である公序良俗に反する、訪販の規定も視野に入れる、客観的に過量であることを主張する等全体的に考察するよう助言がありました。この業者は、市内に複数の店舗があり、今後も同様の相談が入るおそれがあり、情報を共有しました。（3月4日、特定商取引法改正案と消費者契約法改正案が衆院に提出されました。消費者契約法の改正として、店舗での過量

販売に取消権を認める案が出ており、今後の成り行きを注目しています。)

②相談者は軽度の知的障害があり、市の就労支援を受けて働き始めたばかり。友人から金のネックレスや携帯電話を契約して売却するとお金になるとそそのかされ、わずかなお金をもらい、購入代金・サービス利用料・解約違約金の債務が112万円になった事例。弁護士に相談をつないだのですが、こういうケースでは今後どうなるのか知りたいために取り上げた事例でした。警察に逮捕される可能性はあるが、自己破産の手続きを勧める、外形上は詐欺、放置すると悪質とみなされ、免責を受けられなくなる可能性が高いと助言がありました。

当日参加の3人の弁護士は、以前学習会でとりあげたアプリを広めるマルチ商法の事業者Aの弁護団メンバーで、Aを当日提訴、これまでの過程とこの事案の考え方(書面不備によるク・オフ主張)と訴え提起前の債権仮差押え及び仮差押え決定について報告がありました。学習会で取り上げた事例が、法的に解決に向かう過程を興味深く聞きました。

## 第20回適格消費者団体連絡協議会参加報告

理事 根石 英行

2月13日、さいたま市であった第20回適格消費者団体連絡協議会に参加しました。

当日は、昨年12月に適格団体としての認定を受けた消費者ネットおかやまをはじめとする適格消費者団体のほか、それを目指す各地の団体の関係者も出席し、その人数は90名を超え、大規模な会合になりました。

各団体の情報交換の議題のテーマの一つは、その財源特に自治体からの助成金等の活用方法についてであり、もう一つは、被害情報の収集方法、特に消費者相談窓口との連携や情報交換の方法についてでした。消費者ネット広島では、消費生活専門相談員養成講座等の受託や、高齢者の見守り情報の発信事業など、自治体からの助成金活用による活動を継続的に行っていますし、弁護士等による電話での情報収集活動によって被害情報の収集にも努めており、いずれの点でも、他の団体に見劣りしない活動を行って、組織体制を整えていることが確認できました。

幹事団体であるさいたま消費者被害をなくす会の発表では、公募の一般消費者が参加し、決められたテーマについて、広告の表記や契約内容等の問題点を検討する活動が紹介されました。法律違反についての検討委員会等による専門的な検討だけではなく、一般消費者が参加しての業者に対する改善申出等の活動が熱心に行われていることにも感心しました。

協議会の参加を通じて、他団体の熱心な活動に接することができ、消費者被害防止の活動に向け、さらに当ネットの活動を盛り上げていかなければならないということを痛感しました。

次回の協議会は、9月に東京で開催される予定です。

皆様からの  
投稿をお待ちしています

箱に詰め  
退職荷物を  
壁にドン  
(OKのK)

せきすれば  
せきの返事が  
隣より  
(広島 東竜)

お前だけ  
俺を見捨てぬ  
花粉症  
(広島 東竜)

川柳



## 2016 年度会費納入のお願い

消費者ネット広島の活動は、会員の皆様の会費と寄付を基本財源としております。当法人の会費は「年度会費」として、毎年年度初めに皆様に納入をお願いしております。引き続き、皆様のご支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### <年度会費>

- ★正会員 ※総会での議決権あり
  - 個人会員 2000円
  - 団体会員 5000円
- ★賛助会員 ※総会での議決権なし
  - 個人会員 1000円
  - 団体会員 3000円

### ◎振り込みご希望の方◎

同封の振り込み用紙にて、最寄りの郵便局で振り込みをお願いします。

**手数料は当法人が負担**

### ◎登録内容の変更。退会について◎

すでに会員登録されている皆様で、住所の変更や会員の種類(正会員または賛助会員)の変更、および退会については、下記の事務所までご連絡下さい。

### 情報提供をお願いします

適格消費者団体として事業者への改善申入れを行う活動の源は、皆さんからの情報提供です。

消費者トラブルに関する情報受付を、**毎週火曜日と木曜日の14時から16時**については、**弁護士・司法書士等の専門相談員による電話受付**を行っています。

※その他の平日、14時～17時は事務局が対応しております。

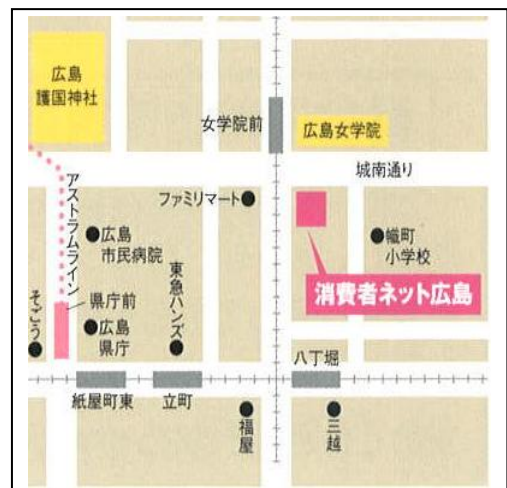
情報収集が目的ですが、内容によっては解決に参考になるアドバイスも行います。

**皆様からの情報提供をお待ちしております。**



●事務所はこちらです。

会員どうしの「オシャレひろば」にお気軽に、お越しください。



(みはる&まもろう)

内閣総理大臣認定  
適格消費者団体 特定非営利活動法人 **消費者ネット広島**  
〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室  
TEL:082-962-6181 FAX:082-962-6182  
HP: <http://www.shohinet-h.or.jp/>